

利用料金の減免基準

令和4年4月1日

徳島市勤労者福祉施設条例第9条に規定する利用料金減免の取扱基準を次のとおり定める。
利用料金の減免を受けようとする者は、徳島市勤労者福祉施設利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

減免の対象	減免率	必要書類等
徳島市が主催する事業 (利用料金が予算措置されている事業を除く。)	全 額	減免申請書
徳島市の共催を得て実施する事業又は、徳島市等からの資金援助(補助金・委託料等)を得て実施される事業の遂行のために利用料金の減免が必要と認められる場合 (営利を目的とする事業を除く。)	半 額	減免申請書 関係課の副申書
障害者福祉団体が、障害者の積極的な社会参加を促進するために利用する場合 (利用料金が補助されている場合を除く。)	大会・行事等の開催 (前後の準備・片付けを含む。)	減免申請書 関係課の副申書
	上欄以外の利用 (日々の練習等)	
徳島市立の学校、幼稚園、保育所等の校舎建替えに伴い、授業等に体育施設を利用する場合 (利用料金が予算措置されている場合を除く。)	全 額	減免申請書 (申請者は、学校長、園長、所長。クラブ等からの申請は不可。)
上記のほか、施設の管理運営において、指定管理者が特に必要があると認めた場合 (ただし利用の公益性、公平性を損なわないこと。)	全 額 または 半 額	減免申請書

特記事項

- 1 光熱水費については減免の対象とはしない。